町田市情報公開・個人情報保護審査会 2021年度第9号事件 (審査請求人 ○○ ○○)

2023年11月29日

答 申

町田市長 石阪 丈一 様

町田市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 野 村 武 司

2022年1月6日付け21町都開第275号(2021年度第9号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

### 第1 審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇(以下「審査請求人」という)が2021年9月9日に処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2021年9月22日付け21町都開第187号で行った公文書存否応答拒否処分は、妥当である。

### 第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2021年9月22日付け21町都開第187号をもって行った公文書存否応答拒否処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

### 第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市情報公開条例(平成元年3月31日条例第4号。町田市情報公開条例の一部を改正する条例(令和4年12月28日条例第45号)による改正前のもの。以下「旧条例」という。)第6条の規定により、2021年9月9日に「公文書公開請求書」で、処分庁に対し、「○○町○○○○○○及び○○町○○○○○○「宅地の安全対策(通知)」と

起案書の表紙」を対象とする公文書公開請求を行った。

- 2 処分庁は、2021年9月22日付け21町都開第187号「公文書存 否応答拒否通知書」により、対象土地にかかる情報の存否について明らか にすることにより、対象者に不利益が生ずると認められることを理由とし て、審査請求人に対して、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、本件処分を不服として202 1年10月1日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2021年11月12日付け21町都開第250号「弁明書」 により弁明した。
- 5 審査庁は、本件条例第10条第2項の規定に基づき、2022年1月6 日付け21町都開第275号「公文書部分公開決定処分等に係る審査請求 について(諮問)」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 6 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
  - 2023年3月29日 審議
  - 2023年4月24日 事情聴取
  - 2023年6月16日 口頭意見陳述
  - 2023年6月26日 審議
  - 2023年7月31日 審議

#### 第4 審査請求人と処分庁の主張

- 1 審査請求人は、審査請求書において主に次の主張をした。 処分の理由として、対象の土地にかかる情報の存否について明らかにすることにより、対象者に不利益が生ずると認められるためとしているが、
  - 具体的にどのような不利益であるのかを問いたい。

2 処分庁は、弁明書において、主に次の主張をした。

本件請求は、「〇〇町〇〇〇一〇及び〇〇町〇〇〇一〇の「宅地の安全対策について(通知)」と起案書の表紙」という、特定の地番を指定して行われており、対象文書は、存在しているか否かを答えるだけで、特定の土地の所有者に対して町田市が安全対策の実施検討を依頼しているか否かが判明してしまい、その結果、特定の個人の名誉が侵害される恐れ

があると認められることから、旧条例第5条の2第1項の規定に基づき、 本件請求を拒否することとした。 3 審査請求人は、反論書において主に次の主張をした。

本件以外の公文書公開請求に対する取り扱いを考え合わせれば、非公開情報をマスキングした上で部分開示することが可能であると考えられる。

# 第5 審査会の判断

#### 1 本件審査請求について

本件審査請求対象となる文書は、審査請求人の行った2021年9月9日付の公文書公開請求のうち、特定地番にかかる「宅地の安全対策(通知)」とその起案文書(以下、本件請求文書)である。

宅地造成等規制法第16条第1項は、宅地造成工事規制区域内の宅地所有者、管理者等の安全管理に関する努力義務を定め、同条第2項で宅地造成等に伴う災害の防止のために必要があると認める場合は、都道府県知事等が災害防止のために宅地所有者、管理者等に対し勧告、あるいは同法第17条第1項に基づき改善命令を行うことができると定めている。勧告等の対象となるか否かについては、国土交通省による「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル」を参考に点数化して判断され、勧告及び改善命令の対象とはならないが、安全管理上留意すべき点がある場合に「宅地の安全対策(通知)」(以下「通知」)が送付されている。

本件請求は、特定地番に対する「通知」等を特定して行われ、実施機関は旧条例第5条の2第1項の定める存否応答拒否処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件実施機関職員と特定地番の安全対策について再三やり取りを行っていること、審査請求人が別に行った公文書公開請求では部分公開された文書があることなどから、本件処分を不服として本件審査請求を行った。

# 2 旧条例第5条の2第1項について

旧条例第5条の2第1項は、「実施機関は、公文書の公開請求に対し、当該請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められる場合は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる」と定めている。本条文は、公開請求に対し実施機関は、請求対象となる文書の存否、存在する場合は公開・非公開の判断することを原則としているところ、公開請

求に文書の存否を明らかにすることで、非公開とすべき情報が明らかになる場合で一定条件に該当するときに例外的に適用し、公開請求に係る文書の存否自体を回答せずに公開請求を拒否するものである。例えば特定個人を探索する目的で公開請求が行われるなど、特定の個人名など個人を識別する情報を具体的に特定した公開請求に対し、当該個人の生命、身体又は名誉といった保護利益が侵害されると判断した場合に適用される。

したがって、本条文の適用に当たっては、個人を識別する情報で請求対象を特定した請求であることだけでなく、当該請求対象文書に係る情報が、個人の生命、身体又は名誉を侵害するものであるかを検討する必要がある。

## 3 旧条例第5条の2第1項の該当性について

本件請求は、「通知」とそれを発出するに際しての起案文書について地 番を特定して行われたものである。旧条例第5条第1項第1号は、個人に 関する情報で、特定個人が識別され又は識別され得るものを個人情報とし て非公開とする旨定め、特定の個人が識別できる直接的な要素として氏名 や住所を解釈においてあげている。条例の運用においては、旧条例第5条 1項1号の但し書きアないしエに該当する場合を除き、特定個人に関する 情報を保有しているか否か自体が非公開情報に該当し、個人を識別する情 報を非公開にすることでその他の部分を公開しても個人が識別あるいは 識別され得ない場合は、部分公開することになる。地番を特定した本件請 求は、請求内容そのものに特定個人が直接識別できる情報を含み、その存 否を明らかにすることは、特定個人に関する情報を実施機関が保有してい るか否かを明らかにすることとなる。ここで旧条例第5条の2第1項は、 旧条例第5条第1項第1号に該当する情報を明らかにするか否かだけな く、個人の生命、身体又は名誉を侵害すると認められるかを要件としてお り、本件請求文書の存否を明らかにすることが、かかる要件に該当するか が問題になる。

実施機関の主張によると、「通知」は安全対策の実施検討を対象者に求めている事実を記載するものであるが、送付した対象者に何らかの義務を課す文書ではなく、特定の対象者に「通知」が送付されているか否かが判明すると、通知対象者の管理が行き届いていないと連想させ、杜撰な人物であるかのような誤解を与える恐れがあり、特定個人の名誉を侵害するも

のとしている。確かに「通知」は、宅地造成等規制法の定める勧告又は改善命令の対象とはならないが、安全管理上留意すべき点のある場合に送付されるものであり、宅地の所有者、管理者等は法の定める安全管理の努力義務を踏まえ、自主的に対応をすることが求められるに留まるものである。そのため、通知の対象となっているということは、いかなる事情があるかは別にして、一般的に宅地の安全管理に努めていないという誤解を与えることは否定しがたく、特定地番が通知の対象となっているか否かを明らかにすることによって、当該地番の所有者、管理者などの名誉が侵害されると言わざるを得ない。

したがって、実施機関が本件請求に対して旧条例第5条の2第1項により存否応答拒否処分を行ったことは妥当である。

### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件実施機関職員と特定地番の安全対策について再三やり取りを行っていること、審査請求人が別に行った公文書公開請求では部分公開された文書があることなどを主張しているので、この点についても言及しておく。

旧条例は何人にも実施機関の保有する公文書の公開請求する権利を保障しており、公文書公開請求について、請求者がいかなるものであるかを問わず、すべての者に対して等しく同じ情報を公開することを原則としているものである。そのため、本件請求で言えば、特定地番についての文書の存否について審査請求人に対して明らかにすることは、別の者が同じ文書の公文書公開請求を行えば、同様に特定地番の文書の存否を明らかにすることになる。また、利害関係者には把握している事情があったとしても、旧条例に基づく公開請求では利害関係者が知り得ているか否かは考慮せず、何人に対しても明らかにできるか否かで判断しなければならないところである。したがって、審査請求人の主張の意図するところは理解するものの、採用することはできない。

また、審査請求人は本件請求以外にも関連する文書の公開請求を行い、 本件請求に対する処分と矛盾する処分が行われている旨を主張している。 審査請求人が当審査会に提出した資料及び当審査会として実施機関に確 認したところによると、2つの類型で本件請求の判断に関連するものがあ ると言える。

1つ目の類型としては、本件請求以外に行った請求では、特定地番を明示した請求対象文書の特定ではなく、発出されている文書番号を特定したものや、その文書の発出にあたり行われた起案に係る文書が確認されたところである。これらの公文書公開請求は、特定地番という個人情報を含まないものであり、本件請求と判断を異にした実施機関の判断に矛盾はないと考えられる。また、審査請求人は別件請求で公開された起案文書に、勧告および通知件数が記載されているとの主張をしているが、これは当該起案文書により複数の宅地に対する勧告および通知を一括で決裁したことによると思料され、本件請求に関する判断を覆すものではない。

2つ目の類型としては、本件以外の開示請求で特定地番を明示して請求 対象文書を特定したものが、不存在と処分されたものが確認できる。審査 会として実施機関に確認したところ、該当する不存在処分は、特定地番に 係る文書の存否を明らかにしたものではなく、当該事務を行っていない、 あるいは特定地番に係る文書に関わらず、すでに該当する文書の保存期間 が満了して存在していないため、不存在決定を行ったとのことで、特定地 番の文書の存否を回答したものではないとのことであった。かかる説明に も不自然、不合理な点はなく、実施機関の処分を覆すものではない。

以上のことから、審査請求人の主張はいずれも採用することができない。

### 5 結論

以上のとおり、処分庁が行った本件請求対象文書を旧条例第5条の2第 1項に該当するとして存否応答拒否処分としたことは妥当である。